



## 1. はじめに

「土地動態調査」は、土地の所有、利用の状況等の実態を把握し、土地政策に役立てていくため、国土交通省が実施するものです。本調査の趣旨と重要性をご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

記入に当たっては、調査票の各項目の説明と、この「調査票の記入について」を参考にしてください。また、記入は黒のボールペンを使用してください。誤って記入した場合は、誤った箇所を二重線で訂正し、正しい内容を記入してください。

なお、調査票に記入いただいた内容は、統計法（平成19年法律第53号）によって厳重に保護され、適正に管理するとともに、統計の作成、分析の目的以外に使用することは一切ありませんので、ありのままを記入してください。

### （1）調査の対象

- ・ 調査時点（平成29年1月1日）において、資本金、出資金又は基金の額（以下「資本金」という）が1億円以上の民間法人の中から、国土交通省が定める方法により選定した法人を対象としています。
- ・ 調査は法人単位で把握しています。そのため、
  - ①本社・本店の他に、支店、工場、店舗、事業所・営業所などがあるときは、その分も含めた法人全体の状況について記入してください。ただし、国外における土地の所有、購入、売却等は除いて回答してください。
  - ②グループ法人の場合でも法人ごとにそれぞれ回答してください。
- ・ 土地を所有していない法人においても調査対象として集計され、土地所有の有無の状況を表す重要な統計となりますので、回答をお願いします。

### （2）調査の時点、期間


- ・ 平成29年1月1日現在又は平成28年1月1日から平成28年12月31日までの期間で記入してください。
- ・ ただし、これらによる記入が難しい場合は、直近の決算日現在又は直近の決算日までのデータにより回答していただいても結構です。

### （3）回答方法

- ・ 調査票は同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、平成29年8月4日（金）までに返送してください。
- ・ 電子調査票を利用してインターネット経由で回答することも可能です。回答は、総務省が運用する政府統計オンライン調査システムを利用して行います。ご利用方法等については、土地動態調査ホームページでご覧になれます（システムの制約上、ご利用いただけない場合もあります）。

<http://tochi.mlit.go.jp/torihiki/doutai-chosa>

政府統計オンライン調査システムにより回答する場合は、調査票右上の枠内に印字されている「政府統計コード」(CVCL)、「調査対象者ID」(9桁の数字)及び「確認コード」(8桁の英数字)の入力が必要となります。

秘 一般統計調査 (総務大臣承認) 平成29年1月1日現在で <input type="text"/> で囲まれた部分を記入してください。  政府統計	<b>平成29年 国土交通省 土地動態調査 調査票</b>		政府統計コード	CVCL
			調査対象者ID	●●●●●●●●●
			確認コード	●●●●●●●●
●本調査は、統計法に基づく一般統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。 ●ご記入にあたっては、同封した「調査票の記入について」を参照してください。 ●平成29年8月4日までに着くように、返信用封筒に入れて投函してください。 ●本調査はオンラインでの回答も可能です。オンライン回答にあたっては、同封した「調査票の記入について」を参照してください。				
ご所属課名		記入者ご氏名		
電話(代表)	-	-	(直通)	-
			FAX	-


- 土地を所有していない場合、電子調査票をご利用頂ければ郵送返送の必要がなく、便利ですので、ご活用ください。

#### (4) 調査対象外の場合

- 下記に該当する場合には、本調査の対象とはなりません。その場合、送付した調査票の右上の空いている部分に「対象外」と朱書きで明記し、併せてその事由を( )書き等により記載の上、同封した返信用封筒に入れて返送してください。

(事由)

- ①調査日(平成29年1月1日)時点で、資本金が1億円未満の場合 → 1億円未満
- ②調査日前日(平成28年12月31日)以前に、清算手続きを完了した場合 → 清算完了
- ③調査日前日(平成28年12月31日)以前に、合併して法人がなくなった場合 → 合併
- ④1法人に対し、複数の調査票が届いた場合(該当しない調査票を返送) → 重複

秘 一般統計調査 (総務大臣承認) 平成29年1月1日現在で <input type="text"/> で囲まれた部分を記入してください。  政府統計	<b>平成29年 国土交通省 土地動態調査 調査票</b>		政府統計コード	CVCL
			調査対象者ID	●●●●●●●●●
			確認コード	●●●●●●●●
●本調査は、統計法に基づく一般統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。 ●ご記入にあたっては、同封した「調査票の記入について」を参照してください。 ●平成29年8月4日までに着くように、返信用封筒に入れて投函してください。 ●本調査はオンラインでの回答も可能です。オンライン回答にあたっては、同封した「調査票の記入について」を参照してください。				
ご所属課名		記入者ご氏名		
電話(代表)	-	-	(直通)	-
			FAX	-

**対象外(重複)**

## 2. 調査票の記入について

- 調査票の記入に当たっては、調査票の各項目の説明と、この「調査票の記入について」を参考にしてください。
- 記入は黒のボールペンを使用してください。誤って記入した場合は、二重線で訂正し、正しい内容を記入してください。
- 調査票のうち、「Ⅰ 貴法人について」、「Ⅱ 土地の所有状況について」、及び「Ⅲ 貴法人の所有する土地について」の一部の項目については、記入者の負担を少なくするため、回答内容を事前に印字（プレプリント）している部分があります。これには、平成 28 年 1 月 1 日時点（新規の対象法人については、国土交通省で把握した時点）の内容で印字していますので、その後平成 29 年 1 月 1 日時点で変更、誤り等があった場合には、二重線で訂正してください。

### 3 法人の本所・本社・本店の所在地

所在地が異なっている場合は訂正してください。

東京都新宿区西新宿 281 東京都千代田区霞が関 2-1-3

### (1) 面積および帳簿価格の記入単位

- 面積は、千㎡単位で記入してください（百㎡の位を四捨五入してください）。面積を 1 a、坪、反など㎡以外の単位で把握されている場合は、㎡単位に換算してから百㎡単位の位を四捨五入してください。千㎡に満たない部分を四捨五入した結果、面積が 0 千㎡となる場合は、「0」と記入してください。なお、面積に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

(例) 15,600 ㎡ → 16 千㎡      5,300 ㎡ → 5 千㎡  
800 ㎡ → 1 千㎡      450 ㎡ → 0 千㎡

#### 【単位換算】

1 a → 100 ㎡      1 ha      → 10,000 ㎡      1 エーカー → 4,047 ㎡  
1 坪 → 3.3 ㎡      1 畝(30 坪) → 99 ㎡      1 反(300 坪) → 992 ㎡  
1 町(3,000 坪) → 9,917 ㎡

- 帳簿価格は、百万円単位で記入してください（十万円の位を四捨五入してください）。百万円に満たない部分を四捨五入した結果、帳簿価格が 0 百万円となる場合は、「0」と記入してください。なお、帳簿価格に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

(例) 7,654 万円 → 77 百万円      1,234 万円 → 12 百万円  
90 万円 → 1 百万円      48 万円 → 0 百万円

- 千㎡に満たない部分を四捨五入した結果、面積が「0 千㎡」であっても、帳簿価格を記入してください。逆に帳簿価格が「0 百万円」であっても、面積を記入してください。

(例) 面積 350 ㎡、帳簿価格 1,500 万円 → 面積 0 千㎡、帳簿価格 15 百万円  
面積 3,500 ㎡、帳簿価格 45 万円 → 面積 4 千㎡、帳簿価格 0 百万円

- 四捨五入は各回答欄で行ってください。そのため、回答欄の表の合計と内訳が一致しない場合もあります。

## (2) 調査票の記入について

### 「連絡先」(調査票第1面)

ご所属課名	記入者ご氏名
電話(代表) — — (直通) — — FAX — —	

- 後日、調査票の記入内容などについて、貴法人に問い合わせる必要が生じたときに利用するため、調査票へ記入を行った方の連絡先を記入してください。

### I 貴法人について(調査票第1面)

#### 「1 組織形態」

<b>1 組織形態</b> 貴法人の組織形態について、 <b>当てはまる番号</b> を回答欄に記入してください。	<b>1</b> 株式会社(有限会社含む) <b>2</b> 合名会社・合資会社	<b>3</b> 合同会社 <b>4</b> 相互会社	該当する番号を記入
--	---	--------------------------------	-----------

- 事前に印字しておりますが、組織形態が異なっている場合は、該当する番号に訂正してください。

#### 「2 法人の名称」

<b>2 法人の名称</b> 名称が <b>異なっている</b> 場合は訂正してください。	(フリガナ)  (法人番号) □□□□□□□□□□□□□□□□
--	--

- 事前に印字しておりますが、名称(フリガナを含む)及び法人番号が異なっている場合は、訂正してください。
- 法人番号については一部印字がされていない場合がありますが、空欄になっている場合は、法人番号を記入してください。

#### 「3 法人の本所・本社・本店の所在地」

<b>3 法人の本所・本社・本店の所在地</b> 所在地が <b>異なっている</b> 場合は訂正してください。	
---	--

- 事前に印字しておりますが、所在地が異なっている場合は、訂正してください。
- 商業登記簿上と実際の本社の所在地が異なっている場合は、実際に本社機能を有している場所を記入してください。

#### 「4 資本金、出資金又は基金の額」

<b>4 資本金、出資金又は基金の額</b> 資本金、出資金又は基金の額について、 <b>当てはまる番号</b> を回答欄に記入してください。	<b>1</b> 1~2億円未満 <b>2</b> 2~5億円未満 <b>3</b> 5~10億円未満	<b>4</b> 10~20億円未満 <b>5</b> 20~50億円未満 <b>6</b> 50~100億円未満	<b>7</b> 100億円以上	該当する番号を記入
--	---	---	------------------	-----------

- 事前に印字しておりますが、資本金が異なっている場合は、該当する番号に訂正してください。
- 「株式会社」(有限会社を含む)については資本金の額、「合名会社」、「合資会社」及び「合同会社」については出資金の額、「相互会社」については基金の額に該当する番号を一つ選んで、回答欄に記入してください。

## 「5 常用雇用者数」

### 5 常用雇用者数

支所・支社・支店を含めた貴法人全体の常用雇用者数  
(1ヶ月以上雇用しているパートタイマーも含まれます。)  
について、**当てはまる番号**を回答欄に記入してください。

1	4人以下	5	30～49人	9	1,000～1,999人
2	5～9人	6	50～99人	10	2,000～4,999人
3	10～19人	7	100～299人	11	5,000人以上
4	20～29人	8	300～999人		

該当する  
番号を記入

- ・ 事前に印字しておりますが、常用雇用者数が異なっている場合は、訂正してください。
- ・ 貴法人における常用雇用者数に該当する番号を一つ選んで、回答欄に記入してください。
- ・ 常用雇用者とは、常時雇用されている者をいい、次のような場合も含まれます。
  - ①貴法人から一般職員と同じ給与規則により給与を受けている役員
  - ②貴法人が基本となる給与を支払っている出向者及び見習いや試用期間の社員
  - ③期間を定めずに雇用されている者
  - ④1か月以上の期間を定めて雇用されている者
    - ※平成28年11月と12月に、それぞれ18日以上、貴法人に雇用され、かつ調査日(平成29年1月1日)にも継続して雇用されている者
- ・ 次のような場合は、常用雇用者数には含みません。
  - ①外国にある支所・支社・支店などの従業員
  - ②人材派遣会社から派遣されている者
  - ③貴法人が基本となる給与を支払っていない出向者

## 「6 業種」

### 6 業種

支所・支社・支店を含めた貴法人全体の主な事業の種類について、「調査票の記入について」にある業種分類表により決定し、回答欄に記入してください。

業種コード	業種名

※上記業種が異なっている場合のみ、業種名及び業種コードを訂正してください。

- ・ 事前に印字しておりますが、「業種コード」及び「業種名」が異なっている場合は、訂正してください。
- ・ 支所・支社・支店を含めた貴法人全体の主な事業の種類を一つ、「業種分類表」(14～18ページ)の中から「業種コード」及び「業種名」を選んで、回答欄に記入してください。
- ・ 「業種分類表」に記載されている「該当する事業の種類」は、会社の定款に記載されているものとは限らず、実際に行っている事業について、判断していただき、当該「業種コード」及び「業種名」を記入してください。
- ・ 2種類以上の事業が行われている場合は、主な事業について、当該「業種コード」及び「業種名」を記入してください。主な事業は、過去1年間の総収入額又は販売額の最も多いもので決めてください。なお、判断ができない場合は、従業員の数又は設備の最も多いものとしていただいても結構です。

## 「7 支所・支社・支店の数」

<b>7 支所・支社・支店の数</b> <b>支所・支社・支店の数を回答欄に記入</b> してください。 支所・支社・支店とは、法人の従業員が常駐しているものをいい、営業所、出張所、工場、研究所や、従業員が常駐している倉庫、寮、有人駅なども含みます。	<input type="checkbox"/> 支所・支社・支店が <b>ある</b>	千 百 十 一 箇所
	<input type="checkbox"/> 支所・支社・支店が <b>ない</b>	

該当する方に  
✓印でチェック  
してください

- ・ 事前に印字していますが、チェック欄や箇所数が異なっている場合は、訂正してください。
- ・ 該当するチェック欄に✓印を記入してください。支所・支社・支店がある場合は、その箇所数を回答欄に記入してください。
- ・ 支所・支社・支店とは、貴法人の雇用している従業員が常駐しているところをいいます。したがって、支所・支社・支店と呼称しているものだけではなく、営業所、出張所、工場、従業員が管理人として勤務している倉庫、寮なども含めます。
- ・ 支所・支社・支店が本社や他の支所・支社・支店と同一の建物にある場合は、本社や他の支所・支社・支店とは別に1箇所と数えます。
- ・ 次のような場合は、支所・支社・支店の数に含めません。
  - ① 外国にある支所・支社・支店
  - ② 百貨店やスーパーマーケットの中にある売り場のうち、売り上げをその売り場が自ら管理しないもの（テナントでないもの）
  - ③ 従業員が常駐していない事務所・詰所など
  - ④ 建設現場や現場仮事務所など

## II 土地の所有状況について（調査票第1面）

### 「8 所有する土地の有無」

<b>8 所有する土地の有無</b> 平成29年1月1日現在で、土地を所有しているかどうかを記入してください。 該当する方に ✓印でチェック してください	<input type="checkbox"/> <b>土地を所有している</b> <b>9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況</b> 1 貴法人が単独で所有 2 貴法人が他の法人・個人と共有 3 貴法人以外が所有 該当する番号を記入 → <b>第2面以降の記入をお願いします。</b>
	<input type="checkbox"/> <b>土地を所有していない</b> <b>10 土地の購入・売却の有無</b> 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に、土地の購入又は売却をしましたか。 該当する方に ✓印でチェック してください 注: この期間に行ったすべての土地の購入、売却について回答してください。

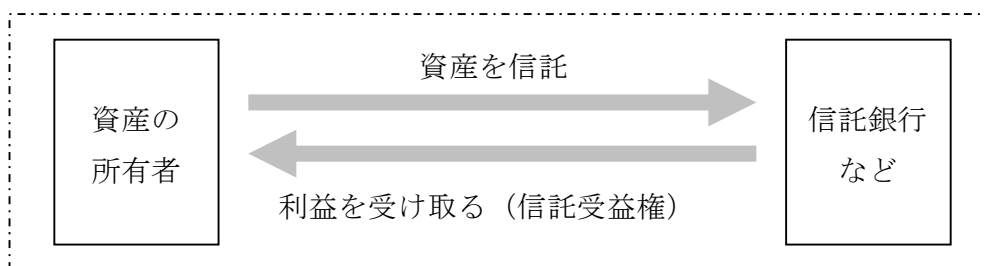
注: 所有しているとは、貴法人名義の土地のことであり、借地権や関連会社名義の土地ではありません。  
 注: 信託されている土地については、その土地の信託受益権を有している法人の所有土地とします。

土地の購入又は売却をした → **第4面の記入をお願いします。**  
 土地の購入および売却をしていない → **調査はこれで終わりです。**

- ・ 昨年度調査に回答いただいた法人のうち、「土地を所有している」と回答があった法人は、事前に印字しています。
- ・ 平成29年1月1日現在の土地の所有状況について、該当するチェック欄に✓印を記入してください。
- ・ 最近取得した土地で、平成29年1月1日時点で登記が済んでいない場合や、分割払いなどで支払が完了していない場合も、貴法人所有の土地とします。
- ・ 貴法人名義（共有名義の場合も含みます）の土地のみが対象で、借地権や関連会社名義、経営者個人及びその家族の名義、役員個人名義の土地は含みません。
- ・ 信託により所有権を他者に移転していても受益権を移転していない土地（信託受益権を有している土地）は、貴法人所有の土地となります。言い換えれば、所有権を有していても信託受益権を持たない土地は、所有していないこととなります。
- ・ 印字と異なっている場合は、訂正してください。

### 【用語について】

- 「信託受益権」の信託とは、所有資産を信託銀行などに権利を移転(信託)し、その信託銀行などがその資産を所有者の設定した目的に従って管理・処分することをいい、信託受益権とはその管理・処分した際に得られる利益を受け取る権利のことをいいます。



### 「9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況」 ※土地を所有している場合にのみ記入

土地を所有している

9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況

1 貴法人が単独で所有  
2 貴法人が他の法人・個人と共有  
3 貴法人以外が所有

該当する番号を記入 → 第2面以降の記入をお願いします。

- 昨年度調査に回答いただいた法人は、該当する場合、事前に印字しています。
- チェック欄に✓印を記入し、該当する番号を一つ選んで、回答欄に記入してください。
- 本所・本社・本店の敷地が、法人所有の土地と借地を合わせた土地である場合は、「2 貴法人が他の法人・個人と共有している」に該当します。
- 貴法人の代表取締役等、役員個人名義の敷地である場合には、「貴法人以外が所有している土地」に該当します。
- 印字と異なっている場合は、訂正してください。
- 続けて、第2面以降の記入をお願いします。

### 「10 土地の購入・売却の有無」 ※土地を所有していない場合にのみ記入

土地を所有していない

10 土地の購入・売却の有無  
平成28年1月1日から平成28年12月31日  
までの間に、土地の購入又は売却をしましたか。

該当する方に  
✓印でチェック  
してください

注: この期間に行ったすべての土地の購入、売却  
について回答してください。

土地の購入又は売却をした  
→第4面の記入をお願いします。

土地の購入および売却をしていない  
→調査はこれで終わりです。

- 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に行ったすべての土地の購入及び売却などの有無について、該当するチェック欄に✓印を記入してください。
- 信託受益権を取得又は売却した場合も含みます。
- 土地の購入又は売却をした場合、続けて、第4面の記入をお願いします。
- 土地の購入及び売却をしていない場合、調査はこれで終わりです。

### Ⅲ 貴法人の所有する土地について（調査票第2面・第3面）

#### 「11 土地の購入・売却の有無」 ※土地を所有している場合にのみ記入

##### 11 貴法人の所有する土地の都道府県別資産別面積および未利用地の面積

平成29年1月1日現在において所有する土地の「都道府県別資産別面積」および「未利用地の面積」について記入してください。

###### <用語について>

●「**事業用資産**」とは、貴法人の事業のために必要な自社用、事業所用、工場用土地のほか、社宅用、福利厚生施設用などの土地をいいます。

●「**たな卸資産**」とは、他者への売却を目的とした所有土地をいい、例えば、不動産業における商品としての土地や投資用マンションの敷地などをいいます。

●「**未利用地**」とは、

・事業用資産においては、空き地など事業として使用していない土地、又は現況が本来の目的に使用していない土地(例:事務所用地として購入したが現況が駐車場や資材置き場となっている土地)が「未利用地」に該当します。

・たな卸資産においては、現況が本来の目的になっていない土地(例:宅地造成を行い分譲する予定の土地が宅地造成未着工となっている土地)が「未利用地」に該当します。

・未利用地であるか否かは、区画(同一用途のまとまった土地)単位で判断してください。

都道府県	【事業用資産】(自社用等土地)							【たな卸資産】(販売を目的として所有する土地)																			
	面積(千㎡)							面積(千㎡)																			
	うち未利用地							うち未利用地																			
	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡						
01 北海道							,000 ㎡							,000 ㎡							,000 ㎡						
02 青森				1	0	0	,000 ㎡						1	,000 ㎡						5	0	,000 ㎡					
03 岩手						5	0 ㎡							,000 ㎡						3	0	,000 ㎡					
}																											
45 宮崎							,000 ㎡							,000 ㎡						0	,000 ㎡						
46 鹿児島					6	0	,000 ㎡						1	,000 ㎡								,000 ㎡					
47 沖縄							,000 ㎡							,000 ㎡						0	,000 ㎡						
合計					2	1	0 ㎡						1	,000 ㎡						8	1 ㎡					2	5 ㎡

- ・ 昨年度調査に回答いただいた法人は、該当する場合、事前に印字しています。
- ・ 平成29年1月1日現在において所有する土地について、都道府県ごとに、事業用資産・たな卸資産別に「面積」及び「うち未利用地」の面積(単位:千㎡)を記入してください。
- ・ 「合計」欄も、併せて記入してください。
- ・ **四捨五入は回答欄(合計欄を含む)ごとに行ってください。**したがって、都道府県ごとの数値を集計した値と合計の回答欄は必ずしも一致しません。  
(例) 青森に600㎡、鹿児島に800㎡で合計1,400㎡の未利用地を所有している場合の回答は、青森1千㎡、鹿児島1千㎡、合計1千㎡、となります。青森の「1」と鹿児島の「1」を足して必ずしも「2」とならないことにご注意ください。
- ・ 千㎡に満たない部分を四捨五入した結果、面積が0千㎡となる場合は、その欄に「0」と記入してください。なお、面積に該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。
- ・ 印字と異なっている場合は、訂正してください。
- ・ 記入に当たっては、10～11ページの記入例をご参照ください。



### 【用語について】

- ・ 「**事業用資産**」とは、貴法人の事業のために必要な自社用、事業所用、工場用土地のほか、社宅用、福利厚生施設用などの土地をいいます。
- ・ 「**たな卸資産**」とは、他者への売却を目的とした所有土地をいい、例えば、不動産業における商品としての土地や投資用マンションの敷地などをいいます。
- ・ 「**未利用地**」とは、事業用資産においては、空き地など事業として使用していない土地、又は現況が本来の目的に使用していない土地が「未利用地」に該当します。たな卸資産においては、現況が本来の目的になっていない土地（例：宅地造成を行い分譲する予定の土地が宅地造成未着工となっている土地）が「未利用地」に該当します。未利用地であるか否かは、区画単位（13 ページを参照）で判断してください。

#### ＜未利用地の例＞

- ・ 事務所用地として取得したが、すぐに建設する必要がなく、空き地になっている場合
- ・ 工事用地として取得したが、すぐに建設する必要がないので、とりあえず駐車場や資材置き場として利用している場合
- ・ 建売住宅を建設し売却するために土地を購入したが、いまだに建設に取りかかっていない場合

#### ＜未利用地にならない例＞

- ・ 既に建設工事や法令等に関する各種手続きを行っている場合

### 「土地の購入・売却の有無」 ※土地を所有している場合にのみ記入

該当する方に  
✓印でチェック  
してください

平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に土地の購入又は売却をした

→第4面を記入してください。

平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に土地の購入及び売却をしていない

→調査はこれで終わりです。

- ・ 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 12 月 31 日までの間に行ったすべての土地の購入及び売却の有無について、該当するチェック欄に✓印を記入してください。
- ・ 信託受益権を取得又は売却した場合も含みます。
- ・ 土地の購入又は売却をした場合、続けて、第 4 面の記入をお願いします。
- ・ 土地の購入及び売却をしていない場合、調査はこれで終わりです。

## 【土地の所有面積の記入例】

### 複数の土地を所有する場合

＜事例1＞単独名義の土地を3か所、所有している

A土地	1,200 m <sup>2</sup>	}	合計 2,600 m <sup>2</sup>
B土地	1,000 m <sup>2</sup>		
C土地	400 m <sup>2</sup>		

面積は、百m<sup>2</sup>の位で四捨五入し、千m<sup>2</sup>単位で記入するので、3千m<sup>2</sup>となります。

### 共有の場合

＜事例2＞他の法人又は個人と1：3の割合で共有している土地を所有している

共有名義の土地の面積：10,000 m<sup>2</sup>

当該法人の共有持分：4分の1

土地の所有面積 = 10,000 m<sup>2</sup> × 1/4 = 2,500 m<sup>2</sup>

面積は、百m<sup>2</sup>の位で四捨五入し、千m<sup>2</sup>単位で記入するので、3千m<sup>2</sup>となります。

### 区分所有の場合

不動産登記簿、固定資産の明細書等により、敷地利用権の目的たる土地（敷地）の面積と、敷地利用権の割合（持分）がわかる場合は、その数字を用いて、所有面積を計算します。

また、不動産登記簿上で確認できない場合は、次のように計算します。

＜事例3＞分譲マンションなどの一部分（専有部分）を所有している

敷地全体の面積：2,000 m<sup>2</sup>

マンションの部屋数：10戸

当該法人の持分：4戸（全体の10分の4）

土地の所有面積 = 2,000 m<sup>2</sup> × 4/10 = 800 m<sup>2</sup>

面積は、百m<sup>2</sup>の位で四捨五入し、千m<sup>2</sup>単位で記入するので、1千m<sup>2</sup>となります。

※ただし、これは全ての戸の専有割合が同じ場合であり、専有面積が異なる場合は面積換算により所有面積を計算してください。

#### 他の法人や個人と共同で区分所有している場合

不動産登記簿、固定資産の明細書等により、敷地利用権の目的たる土地（敷地）の面積と、敷地利用権の割合（持分）がわかる場合は、その数字を用いて、所有面積を計算します。

また、不動産登記簿上で確認できない場合は、次のように計算します。

#### <事例4>分譲マンションなどの一部分（専有部分）を他の法人等と共有している

敷地全体の面積：2,000 m<sup>2</sup>

マンションの部屋数：10戸

当該法人の持分：4戸（全体の10分の4）

専有部分の共有持分：4分の3

土地の所有面積 =  $2,000 \text{ m}^2 \times 4/10 \times 3/4 = 600 \text{ m}^2$

面積は、百m<sup>2</sup>の位で四捨五入し、千m<sup>2</sup>単位で記入するので、1千m<sup>2</sup>となります。

※ただし、これは全ての戸の専有割合が同じ場合であり、専有面積が異なる場合は面積換算により所有面積を計算してください。

#### 信託されている土地の受益権を有している場合

#### <事例5>信託されている土地の信託受益権の2分の1を所有している

信託されている土地の面積：2,000 m<sup>2</sup>

信託受益権の割合：2分の1

所有する土地の面積 =  $2,000 \text{ m}^2 \times 1/2 = 1,000 \text{ m}^2$

面積は、百m<sup>2</sup>の位で四捨五入し、千m<sup>2</sup>単位で記入するので、1千m<sup>2</sup>となります。

#### IV 土地の購入・売却の状況について（調査票第4面）

##### 「12 購入・売却した土地について」

###### 12 購入・売却した土地について

平成28年1月1日から平成28年12月31日までの間に購入又は売却した土地の面積、帳簿価格および売買区画数について記入してください。この期間に行ったすべての土地の購入、売却について記入してください。

###### <用語について>

●「**売買区画数**」の区画とは、同一用途で使用している（使用予定の）まとまった土地のことです。

●「**信託受益権**」の信託とは、所有者が所有する資産を信託銀行などに移転し、その信託銀行などがその資産を所有者の設定した目的に従って管理・処分することをいい、信託受益権とはその管理・処分した際に得られる利益を受け取る権利のことをいいます。

###### 12-(1) 事業用資産（自社用等土地）

項目		事業用資産(自社用等土地)																	
		面積(千㎡)							帳簿価格(百万円)						売買区画数				
		十億	億	千万	百万	十万	万	千	千億	百億	十億	億	千万	百万	千	百	十	一	
1年間の土地移動状況	(a) 購入した土地						4	,000					0	00万円				1	区画
	うち所有権は有しないが信託受益権を有する土地							,000						00万円					区画
[平成28年1月1日～平成28年12月31日]	(b) 売却した土地						0	,000				1	5	00万円				1	区画
	うち所有権は有しないが信託受益権を有する土地							,000						00万円					区画

###### 12-(2) たな卸資産（販売を目的として所有する土地）

項目		たな卸資産(販売を目的として所有する土地)																		
		面積(千㎡)							帳簿価格(百万円)						売買区画数					
		十億	億	千万	百万	十万	万	千	千億	百億	十億	億	千万	百万	千	百	十	一		
1年間の土地移動状況	(a) 購入した土地						5	5	,000				1	0	00万円				3	区画
	うち所有権は有しないが信託受益権を有する土地							0	,000					0	00万円				1	区画
[平成28年1月1日～平成28年12月31日]	(b) 売却した土地					1	0	0	,000				2	0	00万円				2	区画
	うち所有権は有しないが信託受益権を有する土地							0	,000				1	00万円					1	区画

- 平成28年1月1日から平成28年12月31日までの期間に、土地の取引（購入又は売却）があった場合に記入してください。
- 信託受益権を取得又は売却した場合も含みます。
- 千㎡に満たない部分を四捨五入した結果、面積が「0千㎡」であっても、帳簿価格を記入してください。逆に帳簿価格が「0百万円」であっても、面積を記入してください。  
なお、該当がない場合は、「空白」のままとし、「0」は記入しないでください。

(例) 面積 3,500 ㎡、帳簿価格 45 万円の場合  
→面積 4 千㎡、帳簿価格 0 百万円  
面積 350 ㎡、帳簿価格 1,500 万円の場合  
→面積 0 千㎡、帳簿価格 15 百万円

### 【用語について】

- ・「**売買区画数**」の区画とは、同一用途で使用している（使用予定の）まとまった土地のことです。  
この場合、「1区画の土地」は必ずしも1筆の土地とは限らず、2筆以上の土地からなる場合もあります。また、1筆の土地が「2区画以上の土地」として利用されている（利用予定の）場合もあります。

#### < 1区画かどうかの判定については、以下の例を参考にしてください。 >

- ・ 売買する土地に建物（事務所、住宅、工場など）を建て、その建物を自ら使用している（使用予定の）場合には、その全体を「1区画の土地」とします。
- ・ 共同ビル、分譲マンションなどの敷地は、1棟の敷地を「1区画の土地」とします。
- ・ 複数の利用用途からなる一団の土地が一体として利用されており、かつ、別個のものとして分割できない場合には、その一団の土地として取りまとめることとし、「1区画の土地」とします。

（例：商業施設とその駐車場、ゴルフ場とクラブハウス・駐車場など）

## ■業種分類表

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
01	農業	農業	耕種農業（きのこ類の栽培を含む）、畜産農業、農業サービス業、園芸サービス業
02	林業	林業	育林業、素材生産業、特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）、林業サービス業、その他の林業
03	漁業	漁業	海面漁業、内水面漁業
		水産養殖業	海面養殖業、内水面養殖業
04	鉱業、採石業、砂利採取業	鉱業、採石業、砂利採取業	金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）、その他の鉱業
05	総合工事業	総合工事業	一般土木建築工事業、土木工事業、舗装工事業、建築工事業、木造建築工事業、建築リフォーム工事業
06	その他の建設業	職別工事業	大工工事業、とび・土工・コンクリート工事業、鉄骨・鉄筋工事業、石工・れんが・タイル・ブロック工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、その他の職別工事業
		設備工事業	電気工事業、電気通信・信号装置工事業、管工事業、機械器具設置工事業、その他の設備工事業
07	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	食料品製造業	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業、調味料製造業、糖類製造業、精穀・製粉業、パン・菓子製造業、動植物油脂製造業、その他の食料品製造業
		飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業、たばこ製造業、飼料・有機質肥料製造業
08	繊維工業	繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、綱・綱・レース・繊維粗製品製造業、外衣・シャツ製造業、下着類製造業、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、その他の繊維製品製造業
09	木材・木製品製造業（家具を除く）	木材・木製品製造業（家具を除く）	製材業、木製品製造業、造作材・合板・建築用組立材料製造業、木製容器製造業（竹、とうを含む）、その他の木製品製造業（竹、とうを含む）
10	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、紙製品製造業、紙製容器製造業、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
11	印刷・同関連業	印刷・同関連業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
12	化学工業	化学工業	化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業、医薬品製造業、化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業、その他の化学工業
13	石油製品・石炭製品製造業	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース製造業、コークス製造業、舗装材料製造業、その他の石油製品・石炭製品製造業
14	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品製造業、セメント・同製品製造業、建設用粘土製品製造業、陶磁器・同関連製品製造業、耐火物製造業、炭素・黒鉛製品製造業、研磨材・同製品製造業、骨材・石工品等製造業、その他の窯業・土石製品製造業（ほうろう鉄器を含む）
15	鉄鋼業	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材製造業、表面処理鋼材製造業、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
16	非鉄金属製造業	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル製造業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業
17	金属製品製造業	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業（農業用器具を含む）、暖房装置・配管工事用附属品製造業、建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）、金属線製品製造業、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、その他の金属製品製造業
18	はん用・生産用・業務用機械器具製造業	はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機製造業、ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業
		生産用機械器具製造業	農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業
		業務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業
19	電気機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス製造業、電子部品製造業、記録メディア製造業、電子回路製造業、ユニット部品製造業、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
		電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、民生用電気機械器具製造業、電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業
		情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、電子計算機・同附属装置製造業
20	輸送用機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品製造業、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業
21	その他の製造業	家具・装備品製造業	家具製造業、宗教用具製造業、建具製造業、その他の家具・装備品製造業
		プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業、プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業、工業用プラスチック製品製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業
		ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ製造業、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業、その他のゴム製品製造業
		なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革製造業、工業用革製品製造業、革製履物用材料・同附属品製造業、革製履物製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業、その他のなめし革製品製造業

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
21	その他の製造業（つづき）	その他の製造業	貴金属・宝石製品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、時計・同部分品製造業、楽器製造業、がん具・運動用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業、漆器製造業、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
22	電気業	電気業	電気業
23	ガス・熱供給・水道業	ガス業	ガス業
		熱供給業	熱供給業
		水道業	上水道業、工業用水道業、下水道業
24	通信業、情報サービス業	通信業	固定電気通信業、移動電気通信業、電気通信に附帯するサービス業
		情報サービス業	ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業
		インターネット附随サービス業	インターネット附随サービス業
25	放送業、映像・音声・文字情報制作業	放送業	公共放送業、民間放送業、有線放送業
		映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業、音声情報制作業、新聞業、出版業、広告制作業、映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
26	鉄道業	鉄道業	鉄道業
27	道路旅客・貨物運送業	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送業、一般乗用旅客自動車運送業、一般貸切旅客自動車運送業、その他の道路旅客運送業
		道路貨物運送業	一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業、集配利用運送業、その他の道路貨物運送業
28	その他の運輸業	水運業	外航海運業、沿海海運業、内陸水運業、船舶貸渡業
		航空運輸業	航空運送業、航空機使用業
		倉庫業	倉庫業、冷蔵倉庫業
		運輸に附帯するサービス業	港湾運送業、貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業、その他の運輸に附帯するサービス業
		郵便業（信書便事業を含む）	郵便業（信書便事業を含む）
29	卸売業	各種商品卸売業	各種商品卸売業
		繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業、衣服卸売業、身の回り品卸売業
		飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業、食料・飲料卸売業
		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料卸売業、化学製品卸売業、石油・鉱物卸売業、鉄鋼製品卸売業、非鉄金属卸売業、再生資源卸売業
		機械器具卸売業	産業機械器具卸売業、自動車卸売業、電気機械器具卸売業、その他の機械器具卸売業
		その他の卸売業	家具・建具・じゅう器等卸売業、医薬品・化粧品等卸売業、紙・紙製品卸売業、他に分類されない卸売業
30	小売業	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業
		織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具小売業、男子服小売業、婦人・子供服小売業、靴・履物小売業、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
		飲食料品小売業	各種食料品小売業、野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業、酒小売業、菓子・パン小売業、その他の飲食料品小売業

ガソリンスタンド、プロパンガス等の燃料小売業は、「30小売業」に分類されます。



業種コード	業種名	該当する事業の種類	
30	小売業(つづき)	機械器具小売業	自動車小売業、自転車小売業、機械器具小売業
		その他の小売業	家具・建具・畳小売業、じゅう器小売業、医薬品・化粧品小売業、農耕用品小売業、燃料小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業、写真機・時計・眼鏡小売業、他に分類されない小売業
		無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
31	金融業	銀行業	中央銀行、銀行
		協同組織金融業	中小企業等金融業、農林水産金融業
		貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	貸金業、質屋、クレジットカード業、割賦金融業、その他の非預金信用機関
		金融商品取引業、商品先物取引業	金融商品取引業、商品先物取引業、商品投資業
		補助的金融業等	補助的金融業、金融附帯業、信託業、金融代理業
32	保険業	保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	生命保険業、損害保険業、共済事業・少額短期保険業、保険媒介代理業、保険サービス業
33	不動産業	不動産取引業	建物売買業、土地売買業、不動産代理業・仲介業
		不動産賃貸業・管理業	不動産賃貸業、貸家業、貸間業、駐車場業、不動産管理業
34	物品賃貸業	物品賃貸業	各種物品賃貸業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、自動車賃貸業、スポーツ・娯楽用品賃貸業、その他の物品賃貸業
35	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	自然科学研究所、人文・社会科学研究所
		専門サービス業(他に分類されないもの)	法律事務所、特許事務所、公証人役場、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、デザイン業、著述・芸術家業、経営コンサルタント業、純粋持株会社、その他の専門サービス業
		広告業	広告業
		技術サービス業(他に分類されないもの)	獣医業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業、その他の技術サービス業
36	宿泊業	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
37	飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店
		持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
38	生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
		その他の生活関連サービス業	旅行業、家事サービス業、衣服裁縫修理業、物品預り業、火葬・墓地管理業、冠婚葬祭業、他に分類されない生活関連サービス業

業種コード	業種名	該当する事業の種類	
39	娯楽業	娯楽業	映画館、興行場、興行団、競輪・競馬等の競走場、競技団、スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊戯場、その他の娯楽業
40	教育、学習支援業	学校教育	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等教育機関、専修学校、各種学校、学校教育支援機関
		その他の教育、学習支援業	社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
41	医療業、保健衛生	医療業	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業
		保健衛生	保健所、健康相談施設、その他の保健衛生
42	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険・社会福祉・介護事業	社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業
43	複合サービス事業	郵便局	郵便局、郵便局受託業
		協同組合（他に分類されないもの）	農林水産業協同組合（他に分類されないもの）、事業協同組合（他に分類されないもの） <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">単一の事業を行う協同組合は、その行う業務によりそれぞれの産業に分類されます。</div>
44	廃棄物処理業	廃棄物処理業	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、その他の廃棄物処理業
45	自動車整備業、機械等修理業	自動車整備業	自動車整備業
		機械等修理業	機械修理業、電気機械器具修理業、表具業、その他の修理業
46	その他の事業サービス業	職業紹介・労働者派遣業	職業紹介業、労働者派遣業
		その他の事業サービス業	速記・ワープロ入力・複写業、建物サービス業、警備業、他に分類されない事業サービス業
47	宗教	宗教	神道系宗教、仏教系宗教、キリスト教系宗教、その他の宗教 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">宗教用具小売業は、「30小売業」に分類されます。</div>
48	その他のサービス業	政治・経済・文化団体	経済団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体、他に分類されない非営利的団体
		その他のサービス業	集会場、と畜場、他に分類されないサービス業（中央卸売市場、地方卸売市場）





－ご協力ありがとうございました－

提出期限は、**平成 29 年 8 月 4 日（金）**です。期限内の回答をお願い致します。  
後日、調査票の記入内容について、確認・照会をさせて頂く場合もありますので、  
できましたら**記入した調査票のコピー（控え）の保管**をお願い致します。

#### 調査実施主体

国土交通省 土地・建設産業局企画課

住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

調査に関するお問い合わせは下記までお願いします。

#### 問い合わせ先

専用電話 **03-6256-8245** [土、日、祝日を除く 9:30～17:30]

ホームページ <http://tochi.mlit.go.jp/torihiki/doutai-chosa>

※本調査は、株式会社ナビットに調査の一部を委託し、実施しています。

(調査受託)

株式会社ナビット 〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-5-5